

第6日（平成14年9月17日 13時06分開議）

●一般質問（答弁）

斉藤守議員（生涯学習部長・道路部長・環境部長、環境部長）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 本日、ただいま、小泉総理が北朝鮮に行かれて、金正日さんとトップ会談を行っているわけですが、小泉総理の勇気と決断に敬意をあらわすとともに、拉致問題など懸案の問題を解決し、北朝鮮が普通の国家として日本との国交を回復することを祈りながら、市政にとって、市民にとって大事な足元の問題を幾つか質問させていただきます。

6月の議会において、清潔で美しい船橋をつくるためにという内容で質問させていただいたわけですが、時間の関係もあって十分議論ができなかった部分もあり、また話の流れから、放置車両についての印象が強くなりまして、お話したいことの半分も伝わらなかったような気もいたしますので、今回、パート2という形で質問を続けさせていただきます。

まず、前議会で例として取り上げた高瀬の放置車両と、それから道路上への投棄されたごみについては対処しますという答弁をいただきましたが、議会後、すぐに対応していただきましたこと、環境部、道路部、生涯学習部に対しまして、この場をおかりして、心から感謝申し上げます。

私も気になっていたもので、7月の頭ごろ現場を見に行ったら、道路上のごみも放置車両もきれいに片づいていました。駐車場内の3台の放置車両については張り紙がしてありまして、その後見に行くと7月も8月も何度か見に行っただけですけれども、全然片づけられていませんでした。この違いは何なんだろうと思ったわけです。6月の質問のときには時間の関係から、生涯スポーツ課の関係はご答弁をいただかなかった、その関係で片づかないのかなと思っていたわけですが、今回の質問をするに当たり、9月の初めに現地を見に行きましたら、きれいになっておりました。疑ったことを申しわけなかったなと反省しつつ、感謝申し上げます。

疑問に思ったのは、この担当課による経過日数の違いです。それぞれ、いつ、どのような手続を踏んで、どのような作業を行ったのか教えていただければと思います。

また、残念ながら、7月の時点で道路上に片づけ残した2台。1台はナンバーがなく、もう1台は沼津ナンバーの軽自動車の放置車両がそのままになっており、最近はまだ1台ふえてしまっています。環境部でごみを捨てられないように工夫をしているようですけれども、片づけ残しがあれば、すぐにもとのように、車の墓場やごみ捨て場になってしまいます。なぜ他の車を片づけたときに一緒に片づけられなかったのか、ご説明をいただければと思います。

また、前回は第2問に対するご答弁をいただく時間がなくて、要望としておいたのですが、今回は時間をたっぷりとりましたので、お考えをお聞かせいただきたいと思うのですが、質問内容はこんなことでした。駅前の放置自転車は、警告書を張って30分から1時間後に撤去して、2カ月ぐらい保管した後に引き取り手がない自転車は市が処分しているわけです。自動車についても同じように、移動後に所有者確認や通知等ができないはずはないわけです。十年一日のように、イタチごっこをやっても仕方ありません。片づけた後は確認体制を強化し、時々ビデオカメラを設置してペナルティーを与えてもいいのではありませんか。

先日、道路上にH鋼が放置されていて、道路管理者として市が損害賠償を支払ったばかりです。ガソリンを積み、フロンを積み、ガラスが割られて道路上に散乱している、これが緊急に撤去すべき危険物でないはずはありません。最初は移動と保管にお金がかかるかもしれませんが、しかし市が放置者に対して告訴も辞さずという気概で取り組み、実際に告訴がなされ、そのようなことがマスコミに取り上げられたら、放置する人はいなくなるだろうと思います。ひいては、毎年400万円計上している放置車両撤去費用も余ってくるのではないのでしょうかと、こんな内容の質問をいたしました。放置自転車と同じような手法がとれないかどうか。とれないとすれば、理由は何なのか。予算の問題なのか、保管場所の問題なのか、それ以外に何か問題があるのか、お聞かせいただければと思います。

さて、次の問題に入らせていただきます。市内には産業廃棄物を中間処理している、県に登録している事業者が8社あります。今議会に予算が上程されているとおり、来年の4月からは市が管轄することになるわけですが、一部、施設周辺の市民の方から、煙やにおい、また果樹や洗濯物への被害の相談が時々寄せられます。市でも、県と協力して問題解決に努力しているわけですが、この12月1日から強化されるころのダイオキシン類特別措置法では、これまで排出ガス基準が1立方メートル中80ナノグラム以内という規定だったのが、1ナノグラム以内というふうになるわけです。こうした、現在やっている事業者はクリアできるのでしょうか。もしクリアできなかった場合はどのようになるのでしょうか。強制力があるのかも含めてお聞かせいただければと思います。

また、前議会でお聞きした、10月1日から施行される県の廃棄物の処理の適正化条例については、中核市の機関委任事務ではないので、県がそのまま許可を出す形になるようです。これ、ご答弁いただいたんですけれども、全国でも初めての、現行の法律をより厳しく上乗せした条例ということで、罰則規定も2年以下の懲役、または100万円以下の罰金ということでもありまして、このことによって、現在、業者が自分のところで燃やしている建設廃材などを燃やすためには、新たな設備投資を必要としなければなりません。あるいは、焼却処理をやめる事業者も相当出るのではないかと思われまして。市では、どのくらいの量の建設廃材が事業者による焼却処分がされなくなるのか積算しておられるのでしょうか、お聞きいたします。

また、そうした廃材が不法投棄されないための対策については、どのようにお考えになっておられるでしょうか。

市の北部、南部清掃工場の焼却炉は、既に1ナノグラムの基準をクリアして0.3ナノグラムのダイオキシン量とお聞きしましたが、こうした適法な施設は中間処理業者8つの中にあるのでしょうか。あるとすれば、こうした、先ほど言ったような、はじき出されたごみを引き受けられるだけの容量があるのでしょうか。もしないとするならば、これらのごみは不法投棄されるか、よその県で燃やされるかということにならざるを得ません。結局は市の焼却施設で正当な対価をもらって燃やすのが一番安全だということになると思いますが、いかがお考えでしょうか。

先日も我が家の近くで、これは住所は八千代市になるんですけれども、廃棄物の焼却業者の大きな山が失火して、3日ぐらい燃え続けていました。船橋市内にも、こうした山は幾つかあります。失火で燃えてしまった後、ダイオキシンがどうのと言っても始まりませんし、大変危険です。

また、先日、ある電気屋さんが、電気製品の梱包されていた木の型枠をトラックに積んで北部清掃工場に持っていったら断られ、西浦にある民間事業者を紹介されたそうですけれども、その方は遠くて行けないので、近所の建設業者の小さな焼却炉で違法を承知で燃やしてもらったとのことでした。よい、悪いは別にして、これが現状です。

さて、市の一般廃棄物処理基本計画を見させていただきました。平成9年、もう5年前につくられたのですけれども、「はじめに」というところで、これですけれども（資料を示す）「今日の社会構造は大量生産、大量消費といった消費社会を生み、このことが廃棄物の多様化、大量廃棄という形で環境破壊の要因をなしている。この他ダイオキシン問題等、廃棄物処理は今や大きな社会問題となっており、21世紀を迎え、循環社会に対応した環境保全型の廃棄物処理への転換が求められている——少し間をあけて——本市でも環境基本条例を制定し、環境を基本とした総合的、計画的な対策を行政、市民、事業者が一体となった形で進めることにした」と書かれて理念をうたっているわけです。この理念に従って、市もご努力をされ、昨年度の可燃ごみの量は、平成2年当時の量まで減量されているとのこと。焼却炉の許容量も2割ぐらいいは残っているということです。

しかし、この基本計画策定後、ごみに対する考え方は大きく変わってまいりました。燃えるものは燃やして体積を小さくして最終処分場に埋め立てるという考え方から、今では環境基本法のもとに循環型社会形成推進基本法をつくり、その下に容器リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法というふうにして、2004年からは自動車リサイクル法が施行される予定です。

また、一方では、リサイクルでできた商品をグリーン購入法で消費に回し、これまで燃やしてしまうごみと考えられていたものを資源としてとらえ直す、持続可能な循環型社会に

つくり替えようという理念に変わってきています。市でも基本計画——5年たちましたから、見直しについては検討中のこととは思いますが、ぜひ焼却を中心的な手段とするごみ処理ではなく、ごみを資源と考える基本計画をつくっていただければと思います。

以前、クリーン推進課で分別収集について勉強させていただきましたとき、船橋では水分を多量に含むごみを効率よく高温で燃やすために、助燃材として、ペットボトルやプラスチック系のごみも一緒に燃やさなければならないという話を聞きました。この考え方でいけば、ごみの減量にはつながらないと思うわけです。中核市として県内他市に誇れるような、不法投棄にも配慮した産業廃棄物、一般廃棄物を含めたごみ問題解決のための基本計画をつくっていただきたいと思いますが、ご所見をお聞かせください。

以上、第1問といたします。

[生涯学習部長登壇]

●生涯学習部長（石井英一） 放置車両の撤去までの日程及び手続と作業内容についてお答えいたします。

この件につきましては、6月20日、駐車場の放置車両2台について清掃し、ホームレスの住んでいる車両については撤去する旨を伝えて作業を終了いたしました。7月5日、船橋警察署に放置車両の件について、管理地に放置された車両の撤去、車両の照会及び持ち主の確認の依頼、撤去の日の決定とそれまでの手続について相談いたしました。7月9日、船橋警察署にホームレスの件について相談しました。期間を決めて立ち退かせるとともに、その後の福祉機関への相談等について協議をいたしました。7月17日、警察官立ち会いのもとに、7月17日から8月21日の間に車を移動する旨の警告書を添付し、8月28日に撤去する旨の通告書を張り、あわせて生活者——ホームレスですけれども、8月20日までに退去をお願いし、関係施設を教え、相談に行くよう指導いたしました。8月13日に現地を巡回いたしました。そして、8月23日、ホームレスの退去を確認して放置車両の清掃をいたしました。そして、8月28日、車両の撤去をいたしました。

高瀬町の運動広場の駐車場は生涯スポーツ課が管理しておりまして、管理地での放置車両については警察と協議し、指導のもとに、撤去作業までの手続、ホームレスへの配慮等を考え、さきに述べました日程になりました。そのことが時間差が生じたものでございます。

次に、警告中に、新たに放置された車について一緒にできなかったかというお尋ねにつきましては、手続上の問題で、勝手にその車を処分することはできません。現在、その車については手続中ですので、ご理解願いたいと思います。

[道路部長登壇]

●道路部長（涌井稔） それでは、私の方からご質問にお答えいたします。

まず最初に、高瀬町の放置自動車の処理計画についてでございます。この処理計画につきましては、平成14年5月2日付、船橋警察署に犯罪鑑定と所有者を照会し、同年5月20日、移動通告書を名義人あてに送付、6月18日、船橋警察署との現場協議を行い、同日、警告書を張りつけました。そして、7月2日に撤去作業を行ったものでございます。

それから、撤去されていない2台の放置自動車につきましては、5月2日の所有者照会の時点では、その自動車は放置されておらず、7月2日の撤去後に放置されたものでありますので、次回は11月に予定しておりますので、その中で対応してまいりたいと考えております。

次に、放置車両を放置自転車と同じような手法でとれないかとのご質問にお答えいたします。ご案内のように、放置自転車の移送撤去につきましては、条例を定め、実施しているところでございますが、一方、放置自動車の処理につきましては、当時の建設省、現在の国土交通省の通達に基づきまして撤去処理を行っているところでございます。放置自動車は所有者が撤去することが原則と考えておりますが、一時保管場所等を設けて一時的に移動し、その間、所有者等の確認を行い、処理することが国の通達の中で可能なかどうか、現在、交通管理者と協議を行っているところでございます。

また、放置自動車を市が迅速に処理するには条例の制定、あるいは一時保管場所の施設等の確保が必要でございますので、検討すべき課題を抱えております。そこで、当面の放置自動車対策といたしましては、まずソフト面では、現在3カ月に1回実施しております現地協議を、例えば毎月のクリーンロードの日に実施し、パトロールの充実強化を図るとともに、ハード面でも監視カメラ等の設置、あるいは移動撤去後におきます、道路の実態を踏まえた道路の改良等が効果的であろうと考えておりますので、今後、交通管理者を初め町会自治会及び関係機関等に働きかけを行い、放置自動車防止に努めてまいります。

以上でございます。

[環境部長登壇]

●環境部長（小野武志） 所管事項についてお答えいたします。

まず、第1点目のダイオキシン類対策特別措置法に関するご質問ですけれども、ご指摘のように、この12月1日より、施設の規模により規制値は異なりますけれども、現在の80ナノグラムの基準よりも最も厳しい基準で、80分の1の1ナノグラムが適用されます。現在、船橋市内にあります焼却施設につきましては、従前から規制基準を遵守する義務が事業者にかかられておりましたし、今後とも操業を続けるに当たりましては、当然、上乘せの新基準をクリアすることが不可欠でございます。そのようなことから、ダイオキシンの対応をせずに基準をクリアできないでいますと違反となりまして、改善命令、さらには施設の一時使用停止命令等が課せられます。さらには、それでも改善されない場合には罰則が課せられることとなります。

2点目の、市内で出る建築廃材の量を把握しているかということですが、現時点で

私どもでは、この数字をとらえておりません。また、県にもちょっと照会しましたけれども、とられてないということです。しかしながら、県の適正化条例等に該当すると思われる市内の事業者は6社あり、この事業者の有する焼却能力から推定しますと、1日約7トン程度になるのではないかと思います。これらの施設が12月以降、操業できなくなるものが出てきますと、他の新基準を満足する施設へ移さざるを得なくなります。

3点目の、このような事態になると不法投棄がふえるのではないかとということですがけれども、その対策につきましては、先番議員等にも何度かお答えいたしておりますけれども、現在も環境指導員が市内のパトロールを常時行っております。4月には産廃課もできる予定となっており、組織も強化をされますけれども、何分にも市内全域を職員だけで監視することは、現実問題、不可能ではないかと思っております。530推進員はもとより、市民の皆様方からも情報をいただけるような体制をとっていきたいと考えております。

それから、4点目の、市内に民間の基準を満足する施設があるのか、その受け入れ可能量ということですがけれども、先ほどお話ありましたけど、西浦町に1日150トンの処理能力を有する施設があります。ごみの種類によりまして焼却可能量が若干異なるわけですが、現実面ではプラスチック類等が多くて、能力いっぱいまで運転しているということですがけれども、他県のものが相当入ってきているということです。そういうことで工場長等とも話しましたところ、船橋市内から出るものがあるならば、優先して受けることも不可能ではないということでございます。

それから5点目の、これらの事業者の受け入れが困難であるとすれば、市の清掃工場で処理してはどうかということですがけれども、これもお話ありましたけれど、市の清掃工場につきましては、ほぼフル回転しており、なかなか受けることは可能ではないと思っておりますし、産廃につきましては、法律により、事業者の責任で最終処分まで行うことが義務づけられております。

また、産廃につきましては、必ずしも市内で処理しなければならないというものではなく、他市とか他県でも処理することは可能でありますので、余っている情報等がありましたら、私どもとして把握して提供していきたいと考えております。

さらに、県では、このような事態に対処するために、県内におきまして必要な処理能力を確保するために、事業者には施設の増設や新設を指導しており、処理能力の確保に努めているということでございます。

さらに、一般廃棄物処理基本計画についてのご指摘でございますが、ことしが見直しの年でもありますけれども、これもお話にありましたけれど、これまでは、いわゆる3Rと言いまして、減量、再使用、リサイクルが優先で、それが不可能な場合には焼却が位置づけられておりましたが、昨今、国の審議会等におきましては若干見直されておりました、3Rを実施するに当たっての環境への負荷が相当大きいことから、焼却により、そのエネルギーを用いて発電することも、このところ見直されてきております。そのようなことも含めまして、いろい

ろ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 ご答弁ありがとうございました。

まず最初に、放置車両の撤去については、生涯学習部では6月20日から始まり8月28日、道路部では5月2日から始まり7月2日に撤去ということで、最短ですと、発見から撤去まで2カ月でできるということがわかりました。また、その手続中に放置された車は撤去できずに、そのまま放置しておかれて仕方がないんだということです。そして、放置車両がまばらに残されたまま、まただれかが新たにそこに放置し、けさ、現場を見てきたんですけれども、今度は冷蔵庫が1台とテレビが2台、新たにふえておりました。ご答弁をお聞きすると、自転車は条例があるから撤去できて、自動車は要綱でやっているからできないというふうにも理解できました。ぜひ自転車と同じように、市内の道路と、それから市が所有・管理する土地を、車両や廃棄物等投棄禁止区域と条例で指定して罰則を設けていただきたいというふうに思います。

また、パトロールの強化という話が道路部、環境部、ともに出てきたわけですが、ほかの部にも市内のパトロールをしている部署があるのかどうかわかりませんが、1つの目的を持って、それぞれの部がパトロールをするのではなく、複数の部にわたる目的を持ってパトロール隊を編成してはいかがでしょうか。人数も、それからガソリンも節約になるのではないのでしょうか。

また、高瀬で見かけたんですけれども、清掃道具を積んだトラックが来ていました。掃除に来られたのかなと、こう思って聞いてみましたら、トイレの清掃でした。この辺のそれぞれの部が協力し合って情報収集につながりますし、欲を言えば、周辺の簡単なおみ拾いぐらいは、その方たちにもやっていただければなというふうに思います。質問ではございません。

また、市内全域から、毎朝、職員の方が出勤してきているわけですし、職員の方の意識の持ち方と情報連絡のシステムをつくることで——先日、壊れたガードレールが発見できず、自損事故があったような——あそこで賠償金を払っているわけですから、市が損害を防げるのではないのでしょうか。ご検討いただければと思います。時間があればご答弁いただきたいと思います。

さて、次に産業廃棄物についてですけれども、建設廃材等を焼却している県の許可を受けている事業者で、ダイオキシン類1ナノグラム以下の基準をクリアできているのは、現状では高瀬にある1社だけだというふうなご答弁でした。受け入れ能力は1日150トン。現在、処理能力に近い状態で、主にプラスチック関係を受け入れて運転しているというお話でした。何社かが廃棄物の焼却事業を、恐らくこの状況でいけば、法的にできなくなるんだろうと思いま

す。また、現在、中間処理業者として登録は必要ないけれども、新たな県の適正化条例で燃やせなくなる事業者の焼却能力が1日7トン。恐らく、それ以上の量の収集をして、また焼却をしているのではないだろうかというふうに想像するわけですが、こうして新しい制度によってはじかれる建設廃材等はどこに行くかを考えていただければと思います。今、お話ですと、監視を強化し、警察の力をかりただけで解決できるという問題ではないと思うわけです。しかも、県も市も、どのくらいの量が出てくるのかわからないということでした。

市の2カ所の清掃工場の焼却能力は、先ほどの基本計画書によりますと、1日810トン。現在、稼働状況——2割ぐらいあいているよということですので、80%ということと考えますと、1日160トンの受け入れは可能という計算になります。今のご答弁ですと、産業廃棄物は、排出する事業者が最終処分まで責任を持つという法律になっているという回答でしたけれども市が民間と同程度の処理費用をもらって焼却してはいけないというふうな法律にはなっていないと思います。規制はすれど受け入れないということでは、不法投棄や不法焼却はなくなるのではないかなと思うんです。しかし、そのままでは、廃材を受け入れて焼却するだけでは焼却炉がパンクしてしまうことは想像にかたくありません。

そこで、生ごみについて、一般家庭のものは極力コンポストなどの普及を図り、事業系については市民のグループが行っている、最近行われつつある堆肥化事業に協力するとか、あるいは、先日、神戸に視察に行ったときにちょっと見てきたんですけども、環境省の地球温暖化対策実地検証事業ということで行われている、生ごみを燃やすのではなくてメタン発酵させ、発生するバイオガスを燃やすことなく電気エネルギーにする施設を、そういったものを取り入れてみるとか、さまざまな方法があると思います。そういう形で生ごみの量を相当減らすことができるのではないかなというふうに考えるわけです。

また、水分を多く含んだ生ごみが焼却炉からなくなることで、助燃材として燃やしていたプラスチック系のごみを燃やす必要性も薄れてくるものと思います。家庭ごみの中の、魚を買ったときなどについてくるトレイ、そういったものは買ったお店に持っていってもらうように、運動をもっと援助していくとか、あるいはペットボトルは極力使わないようにする運動とか、市がごみとして受けつけないようにすることからしか、減量は始まらないんじゃないかなというふうに考えるわけです。

市が例えば率先して、そういったプラスチック関係を減らすということでは、市役所の中の自動販売機からペットボトルはなくすとか、あるいは雨の日、来庁者に渡すビニールの傘入れなども、水を多量に含んで非常に燃えにくいプラスチック系のごみだと思います。また、一般家庭の生ごみ、プラスチックのごみの分別収集については、市内に新しくできる町に地域協定みたいな形で、実験的にゼロ・エミッションモデル地区を指定するなどというのもおもしろい計画かと思います。

話がいろんな方向に発展してしまっただけですが、私が言いたいのは、まず不法投棄ができないシステムを（予定時間終了5分前の合図）つくっていただいて、一般廃棄物の

中から生ごみとプラスチックごみを減らすとともに、循環型の再利用システムに乗せ、産業廃棄物のうち、どうしても焼却しなければ仕方がないというものについて、これは市の管理下で、できるだけ環境に負荷のかからないように焼却し、それ相当な対価を得て、そのお金を環境関係に充てるという流れをつくったらいかがなものかと思うわけです。ご検討いただければと思います。時間も5分ほど残っておりますので、ご所見があればお伺いしたいと思います。

先日、久しぶりに船橋駅の北口からバスに乗ろうとしたら、目の前に大きな看板で、「リサイクルは地球を救う ごみ減量キャンペーン ダイエット船橋」というふうに書いてありました。そういった看板が目飛び込んできたわけですがけれども、ぜひごみの減量に向けて1つ1つ実現していただければと思います。

以上、第2問といたします。

[環境部長登壇]

●環境部長（小野武志） 幾つかありましたけれども、例えば共同パトロールにつきましては、私どもと環境指導員が行っているわけですがけれども、ただ不都合があった場所の確認をするということだけではなく、できる限り、現場でそれを是正するための対応も図っております。そういうことで、いろいろ任務を抱えた中でパトロールしており、いろんな問題をかけ持ちしてやっていくことはなかなか難しいのではないかと考えております。

それから、ごみを少なくするためのいろいろな新技術を導入したらどうかということだと思いますけれども、積極的に研究はいたしますけれども、例えば生ごみの発電等、大規模な施設の建設ということになりますと、これまで早急過ぎて失敗した経験等もありますので、これらの轍を踏まないよう、慎重に対応していかなければならないと考えておりますけれども、例えば生ごみの堆肥化等につきましては、現在もやっておりますけれども、これらをさらに推進するため、補助金の枠等の拡大には努力していきたいと考えております。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 もっといっぱいご答弁いただいて、いろんな部長のお話が聞けるのかなと思って期待していたんですけども、ゆっくり聞いておりましたら時間になってしまいました。

ごみについて、何とかしなければならないという認識は一緒だと思うんです。そうした中で、今の質問に対するご答弁ではありませんけれども、行政はどうしてもできない理由がどうなのかということ、議会の場だからかもしれないけれども、つついそういう方向に考えてしまうようなことなのではないかなというふうな気がします。できるならば、同じ船橋市と市民のことを考える議員でもあり、行政の方でもあるんですから、一緒にどうやればできるかという方法を……。今言った、いろんな超えなければならないハードルはあるでし

ようけれども、例えばパトロールの問題にしても、そういった縦割りの部分も1つのハードルかもしれません。そういった部分を乗り越える方法を何とか一緒に見つけていけるような、そういった（予定時間終了の合図）議論が議会の場でできていけばいいなと思います。ぜひ一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。